

令和7年度人権尊重の社会づくり相談ネットワーク運用状況

令和8年8月21日

人権・同和対策課

本県では、平成21年度に「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県内3か所に人権相談窓口を設置して人権相談に総合的に対応しています。令和7年度の運用状況は以下のとおりです。

1 相談件数（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年度の相談件数は、1,329件とほぼ前年度並みであった。

相談内容の主なものは、労働者 延494件、病気の人 延407件、障がい者 延496件であり、同じ方からの繰り返しの相談が多い。

<参考>

① 受付機関別（単位：件）

	R7	R6
人権尊重社会推進局	571	647
中部県民福祉局	329	307
西部県民福祉局	429	374
計	1,329	1,328

② 相談形態別（単位：件）

	R7	R6
面接	93	68
電話	1,223	1,247
封書等	13	13
計	1,329	1,328

2 相談窓口の対応状況

人権相談窓口において、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、相談者への助言及び情報提供、国、県、市町村等が設置する相談機関やその他の関係機関の紹介、関係機関と連携した相談者の支援、その他相談者及び関係機関に対する必要な支援を行った。対応結果は以下のとおり。

（単位：件）

対 応 結 果	件 数
関係機関と連携して解決	18
相談窓口の調整により解決	6
助言を相談者が検討することで終了	901
対応を継続	139
具体的対応の希望がなく、傾聴して終了	234
対応不能（相談に具体性がない、違法な主張等）	25
行政による対応不能（訴訟案件）	1
自主的に解決するため取下げ	5
計	1,329